

国指定十和田鳥獣保護区
十和田特別保護地区
指定計画書（環境省案）

平成19年 月 日

環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

十和田特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

十和田鳥獣保護区のうち、青森県青森市所在国有林青森森林管理署 2 1 5 林班口小班、2 1 6 林班は、に、イ及び口の各小班、2 1 7 林班は及びイから八の各小班、2 1 8 林班ち及びイの各小班、2 1 9 林班と及びイの各小班、2 2 0 林班は小班、2 2 5 林班ほ小班、2 3 1 林班ほ小班、2 3 6 林班へ小班、2 4 4 林班ろ、は及びイからへまでの各小班、2 5 0 林班イ小班並びに 2 5 2 及び 2 5 9 の各林班の区域、同県十和田市所在国有林三八上北森林管理署 5 4、5 7 から 5 9 まで及び 6 4 の各林班、6 5 林班い 1、い 2、ろ 2 からほまで、と 1、と 2 及び 8 の各小班、6 6 林班へ 1、へ 2、へ 3、へ 4、ぬからたまで、そ 1、そ 2、そ 3、そ 4、そ 5 及びイの各小班、6 7 及び 6 8 の各林班、1 1 1 林班は 1、は 2、は 3、ほ、へ 1、りからねまで、イ及び八からルまでの各小班並びに 1 1 4 から 1 1 7 まで及び 1 2 0 の各林班の区域、同市大字奥瀬字十和田 4 6 3 番 1 から 4 7 4 番 3 まで、4 7 6 番及び 4 9 3 番の区域、同県平川市所在国有林津軽森林管理署 1 0 6 6 林班は 1 からへまでの各小班、1 0 6 8 林班は 1 からほまで及びイの各小班並びに 1 0 6 9 及び 1 0 7 0 の各林班の区域、秋田県鹿角郡小坂町所在国有林米代東部森林管理署 3 0 8 1 から 3 0 8 7 までの各林班の区域並びにこれらの区域に介在する公有地の区域（国有林三八上北森林管理署に係るものに限る。）、青森県青森市所在国有林青森森林管理署 2 4 4 林班と 2 4 8 林班と公有地との接点を起点とし、同所から国有林と公有地との境界線を南東に進み同森林管理署 2 5 0 林班と 2 5 2 林班と公有地との接点に至り、同所から同所と起点を結ぶ直線を北進し起点に至る線により囲まれた区域並びに公道及び民有地の区域（国有林米代東部森林管理署に係るものを除く。）並びに公有水面の区域（国有林三八上北森林管理署及び米代東部森林管理署に係るものに限る。）

(3) 特別保護地区の存続期間

平成 1 9 年 1 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 0 月 3 1 日まで（1 0 年間）

(4) 特別保護地区の指定区分

大規模生息地の保護区

(5) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、青森県中央部から秋田県北東部に位置し、八甲田山系域、十和田湖周辺域及び十和田湖からの唯一の流出河川である奥入瀬川流域からなり、ブナ林を始めトチノキ・イタヤカエデ等の落葉広葉樹林からなる冷温帯林からアオモリトドマツ林・ダケカンバ林等の亜寒帯林へと変化に富んだ林相となっている。また、山域、水域、渓流域等の広大な区域からなっており、多様な森林帯、地形等を有している。

このような自然環境を反映して、鳥類では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に基づく国内希少野生動植物種であり、環境省レッドリストに掲載された絶滅危惧 B 類のクマタカ、イヌワシ等の猛禽類の生息が確認されている。また、絶滅危惧 類のクマゲラの生息が確認されている。さらに、広大なブナ林を中心にゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類が多く生息し、ホシガラス、イワヒバリ等の高山性の鳥類、オシドリ、キンクロハジロ、ホオジロガモ等のガンカモ類も確認されており、合計で 1 6 6 種の生息が確認されている。哺乳類ではツキノワグマ、ニホンカモシカを始め 3 7 種の生息が確認されており、多種多様な鳥獣の生息地と

なっている。

特に、当該鳥獣保護区の中でも、十和田湖周辺域は、ブナ林等の落葉広葉樹林が分布し、十和田湖畔の山地谷部及び奥入瀬溪流沿いでは、山地の谷部に発達する河畔林であるジウモンジシダ - サワグルミ群落の典型的な群落が見られる等、周辺区域における代表的な自然環境を有する地域となっている。また、八甲田山系域にあつては、南八甲田連峰の東麓に位置する鳶付近の深いブナ林を始め、標高500m付近から900m付近まではチシマザサ - ブナ群落が大面積に分布しており、標高900m付近から標高1,400m付近までは、アオモリトドマツ群落が主として下部ではブナと混交し、上部ではダケカンバと混交している等、特に変化に富んだ自然植生となっている。

これらの林内には、ツキノワグマ、ニホンカモシカを始めとする大型哺乳類が広い範囲で生息し、ノウサギやネズミ類、リス類等が多く生息していることから、これらを餌とする猛禽類の採餌の場としても重要な区域となっている。

さらに、八甲田山系域にあつては、ブナ林の中に鳶沼、黄瀬沼等の池沼が点在していることから、クマガラ等のキツツキ類、ミソサザイ等の森林性鳥類に加え、カワガラス、オシドリ等の水辺の鳥が多く確認されており、多様な鳥類の生息地として特に重要な区域となっている。

このように、当該区域は、食物連鎖の頂点に立つ猛禽類を安定的に支える多種多様の鳥獣を育てており、また、大型哺乳類の生息地として地域個体群の安定的な存続を図る上でも重要な区域として、十和田鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に規定する特別地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

2 特別保護地区の保護に関する指針

管理方針

- 1) 鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息状況の把握に努め、必要に応じて保全対策を講じる。
- 2) 定期的に巡視を実施するなどにより、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。
- 3) 農林業被害の発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。
- 4) 鳥獣の生息に影響のない範囲で、自然とのふれあいの場、環境教育・学習の場として活用を図る。

3 特別保護地区の区域に編入しようとする土地の地目別面積及び水面の面積
 総面積 19,366 ha (19,419 ha)

内 訳
 ア 形態別内訳

林 野	13,217 ha (13,226 ha)
農耕地	- ha (- ha)
水 面	6,102 ha (5,983 ha)
その他	47 ha (210 ha)

イ 所有者別内訳

国 有 地 13,057 ha (13,031 ha)

国有林	林野庁所管 13,022 ha (13,031 ha)	制限林 12,969 ha (13,006 ha)	水源涵養保安林	11,720 ha
			土砂流出防備保安林	1,064 ha
			保健保安林	120 ha
			砂防指定地	65 ha
			そ の 他	(29 ha)
		普通林	53 ha	(- ha)
	その他所管			(- ha)
国有林以外の国有地	35 ha (- ha)	農林水産省所管	0 ha	(- ha)
		国土交通省所管	35 ha	(- ha)
		環境省所管	- ha	(- ha)
				(- ha)

地方公共団体有地 199 ha (- ha)

都道府県有地	0 ha (- ha)	制限林地	- ha (- ha)
		普通林地	- ha (- ha)
市町村有地等	199 ha (- ha)	制限林地	- ha (- ha)
		普通林地	191 ha (- ha)
		その他	8 ha (- ha)

私有地等 8 ha (405 ha)

制限林地	- ha (- ha)
普通林地	4 ha (195 ha)
その他	4 ha (210 ha)

公有水面 6,102 ha (5,983 ha)

ウ 他の法令(条例を含む)による規制区域

自然環境保全法による地域 - ha (- ha)

自然公園法による地域 名称(十和田八幡平国立公園)	19,366 ha (19,419 ha)	特別保護地区	8,184 ha (8,500 ha)
		特別地域	11,182 ha (10,919 ha)
		普通地域	- ha (- ha)

文化財保護法による地域 11,028 ha (11,032 ha)
 名称(十和田湖及び奥入瀬溪流)

4 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護地区の位置

当該区域は、十和田鳥獣保護区のうち、主として八甲田連峰の山域、南八甲田連峰の東麓にある鳶沼、黄瀬沼等の池沼及び湿原からなる北部の地区と十和田湖周辺域及び奥入瀬川流域からなる南部の地区の2区域からなる。

イ 地形、地質等

当該区域は、東北地方の奥羽脊梁山脈の北縁部に位置する標高200mから標高1,500m余りに及ぶ区域であり、第四紀に活動を開始した十和田火山群及び八甲田火山群により形成されている。同区域北部に位置する八甲田連峰は、北八甲田火山群及び南八甲田火山群に大別され、南北合わせて1,200～1,500m級の山岳20座以上の火山体により構成されている。南部には十和田火山の火砕流堆積物の放出によりできた二重式カルデラの十和田湖がある。

地質は、主に火砕岩類及び泥質岩から構成される新第三系を基盤とし、これを不整合に覆う火山砕屑岩類を主体とする第四系で構成されている。

ウ 植物相の概要

当該区域における植生は、低地から高山帯まで極めて変化に富んでおり、標高500m付近まではスギ、カラマツの植林やクリ - コナラ - ミズナラ群落からなる二次林となっている。標高900m付近まではブナ等の落葉広葉樹林が広がっている。チシマザサ - ブナ群落が大面積に分布している地域は、標高500m前後から標高900m付近までである。

これらの地域の沢沿いには、ジュウモンジシダ - サワグルミ群落が発達し、特に十和田湖及び奥入瀬溪流沿いには典型的な群落が見られる。

標高900m付近から標高1,400m付近までは亜高山帯に属し、アオモリトドマツ群落を形成しており、下部ではブナと混交し、上部ではダケカンバと混交している。標高1,400mが森林限界となっており、それ以上はいわゆる高山帯に属し、ハイマツ群落が出現している。

八甲田火山群を包括する地域では、山麓部からブナ林そして、アオモリトドマツ林、ダケカンバ林が現れ、ハイマツ林、高山植物群落へと典型的な垂直分布が見られる。山稜部や中腹部には湿原や雪田が発達しており、湿原ではミツガシワ、キンコウカ、モウセンゴケ、サワギキョウ、コバギボウシ等が、雪田ではチングルマ、アオノツガザクラ、ヒナザクラ、イワイチョウ等が見られる。

鳶付近では深いブナ林、奥入瀬溪流沿いではトチノキ、カツラ、イタヤカエデを中心とした落葉広葉樹林などが広がっている。

十和田・八甲田地域の植物相は、127科920種となっている。

エ 動物相の概要

当該区域に生息している鳥獣相は豊富で、獣類では、ツキノワグマ、ニホンカモシカ、ホンダザル、ホンダタヌキ、ホンドキツネ等7目13科37種の哺乳類が確認されている。

鳥類では、16目46科166種が確認されている。クマタカ、イヌワシ等の猛禽類を始め、広大なブナ帯を中心にゴジュウカラ、キビタキ等の森林性の鳥類が多く生息し、高山性の鳥類ではホシガラス、イワヒバリ等が見られる。また、カワガラス、アカショウビン等、溪流を好む種類やオシドリ等ガン・カモ類が多い。

蔦付近の深いブナ林では、シジュウカラ等のカラの仲間を始め、キツツキ類が、沢沿いではミソサザイ、蔦沼付近では、キセキレイ、ヤマセミ等が見られる。

十和田湖周辺では冬期、キンクロハジロ、ホオジロガモ、カワアイサ、カイツブリ等の水鳥が集まり、また、湖畔の林内には、一年中、シジュウカラを始めゴジュウカラ、アカゲラ、コゲラ等の森林性の鳥類が見られる。

両生類では、サンショウオ目及びカエル目の2目6科10種が、爬虫類では、トカゲ目の1目3科6種が、昆虫類では、13目174科1502種が確認されている。

(2) 生息する鳥獣類
別表のとおり

(3) 当該地域の農林水産物の被害状況

当該地域は、国指定十和田鳥獣保護区内における森林及び水域が中心であり、農耕地を含んでいないことから鳥獣による農林水産業への被害は生じていない。

5 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第32条の規定による補償に関する事項

当該区域において、第32条の規定による損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失の補償をする。

6 施設整備に関する事項

鳥獣保護区特別保護地区用制札	80本
案内板	10本
解説板	5基